

令和7年度役員等の選任

会則第7条第1項に定める役員及び情報セキュリティ監査基本方針4（1）イに定める情報セキュリティ監査統括責任者について、令和7年度は次のとおりとする。

役職	団体	所属	職名	氏名	任期
会 長	愛知県	総務局	局長	瀬瀬 知行	令和7年 4月1日 ～ 令和8年 3月31日
副会長	江南市	企画部企画課	課長	矢橋 尚子	
	設楽町	総務課	課長	村松 一	
監 事	半田市	企画部デジタル課	課長	工藤 浩司	
	豊橋市	総務部行政デジタル推進室	室長	堀江 幸子	
情報セキュリティ監査統括責任者	蟹江町	総務部総務課	課長	藤下 真人	

人事異動や組織改編等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

－以下略－

（役員の職務）

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

〈参考〉情報セキュリティ監査基本方針

1～3 略

4 監査の実施

(1) 監査組織

ア 略

(ア)～(エ) 略

イ 情報セキュリティ監査統括責任者

(ア) 略

(イ) 情報セキュリティ監査統括責任者は協議会の幹事会で協議を行い、
幹事会構成員の中から選任し、総会において承認を得ることとする。

なお、協議会の最高情報統括責任者と兼務してはならない。

(ウ) 略

ー以下略ー